12□□□□□□□□□17:00□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□

11/30□□□

◆□□□

□□□□□□□□□

◆□□

□□□□□□□□

◆□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□

JFBA 日本弁護士連合会

シンポジウム
「普遍主義の国、スウェーデンに学ぶ」

2018年 11月30日 金 18:00-20:30
開場17:40（予定）

会場：弁護士会館17階1701会議室

スウェーデンでは、高等教育に至るまで教育の無償化、児童手当をはじめとする手厚い家族給付など、所得の多寡などによって対象者を選別しない普遍主義が重視されており、高い税負担を多くの国民が支持しています。政府の債務は少なく、出生率は高く、投票率は80%を超えています。

本シンポジウムでは日本とは対照的な状況にあるスウェーデンに学び、社会保障充実の方策を考えます。ぜひご参加ください。

参加無料
事前申込不要

報告
「日弁連スウェーデン調査報告」
久野 由詠 弁護士（日弁連スウェーデン調査参加者）

講演
「福祉国家スウェーデンの生成とその特質について」
訓覇 法子 氏(日本福祉大学福祉経営学部元教授)

パネルディスカッション
●パネリスト
訓覇 法子 氏(日本福祉大学福祉経営学部元教授)
高端 正幸 氏(埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授)
両角 達平 氏(文教大学研究員)
宇都宮 健児 弁護士(日弁連元会長)

●コーディネーター
猪股 正 弁護士(日弁連貧困問題対策本部副本部長)

●地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ケ関」駅 B1-b 出口直結
●地下鉄有楽町線「桜田門」駅 5番出口から徒歩8分

お問い合わせ先
日本弁護士連合会 人権部人権第一課 TEL 03－3580－9501

□□□□□□□⇒□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

11/18□□□

□□□□□□□□□□□□□□

◆□□
□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

◆□□□□□□
□□□□□□□□□□
□□
□□□:□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□

埼玉奨学金問題ネットワーク設立5周年記念シンポジウム

大学無償化について考える

昨年、我が国で初めて大学に進学する生徒のための公的な給付型奨学金が実施されました。これまで公的な奨学金は返済が必要な貸与型しかなかったことを考えれば大きな前進といえます。しかし、我が国の大学進学については依然として「大学の学費が高すぎる」という大きな問題があります。諸外国では大学の学費が無償の国も多数あります。今回のシンポジウムでは、日本の大学学費がなぜ高いのか、無償化する意味はあるのか、無償化することは現実に可能かなどについてみなさんと考えていきたいと思います。

プログラム

◆基調講演　「高等教育の無償化を根底から問い直す」

東京工業大学名誉教授
矢野眞和氏
１９４４年生まれ。東京工業大学工学部卒。東京工業大学教授、東京大学教授などを歴任し、現在、東京工業大学名誉教授。工学博士。
専門　社会工学、教育経済学、教育社会学
最近の主な著書　『大学の条件ー大衆化と市場化の経済分析』（単著、東京大学出版会，２０１５）、『教育劣位社会—教育費をめぐる世論の社会学』（共著：岩波書店，２０１６）『高専教育の発見ー学歴社会から学習歴社会へ』（共著：岩波書店，２０１８）など

◆取組報告　**仲野研氏**（県立高校教諭）
伊藤稔氏（埼玉県労働組合連合会議長）
岩重佳治氏（弁護士、奨学金問題対策全国会議事務局長）

◆当ネットワーク活動報告

2018年11月18日（日）
13:30～16:30（開場13:00）
場所　ときわ会館　中ホール
（さいたま市浦和区常盤6－4－21）

参加費無料　事前申込不要

主催　埼玉奨学金問題ネットワーク
後援　奨学金問題対策全国会議、一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会

<お問合せ先>〒３３０－００６４　さいたま市浦和区岸町７－１２－１　東和ビル４階　埼玉総合法律事務所内
ＴＥＬ　０４８－８６２－０３４２　ＦＡＸ　０４８－８６６－０４２５
埼玉奨学金問題ネットワーク　事務局長　弁護士　鴨田譲
公式ホームページ　http://saitama.syoagkukin.net/

□□□□□□□□⇒□□□□□□□□

◆□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□

「集団的自衛権付き」自衛隊の憲法明記を許さない！

11.26

オール埼玉総行動

大宮駅西口

2018年11月26日㊊ 18:30〜19:30

18:00…オープニングステージ・川口まゆみ
18:30…開会／ゲストスピーチ・リレートーク（後援団体・政党・市民）

安保関連法廃止！立憲主義を取り戻す！

9条こわすな・戦争させない

ゲストスピーカー

山口 二郎さん

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合世話人・立憲デモクラシーの会共同代表・法政大学教授

オープニングステージ

炎の歌姫

川口まゆみさん

主　催：「安保関連法」廃止！集団的自衛権行使容認「閣議決定」撤回を求めるオール埼玉総行動実行委員会（105 団体、25 個人、103 人のよびかけ人、27 人の賛同者）

共　催：15 地域連絡会／安保法制廃止・立憲主義回復をめざすオール一区連絡会、政治転換を追求する川口市民連合、オール 3 区（越谷・草加）連絡会、市民が野党をつなぐ埼玉 4 区の会、安保法制廃止、立憲主義回復をめざす 5 区市民連合、市民が野党をつなぐ埼玉 6 区連絡会、安保法制廃止・立憲主義回復をめざす川越・富士見・ふじみ野連絡会（オール 7 区）、野党共闘をめざす 8 区市民の会、アベ政治はイヤだ！野党共闘・市民連絡会（9 区連絡会）、オール 10 区市民の会、オール 11 区市民の会、安保法制を廃止し、立憲主義を回復するオール 12 区の会、立憲主義をとりもどす 13 区市民の会、安保法制廃止・立憲主義回復をめざすオール 14 区連絡会、安保法制を廃止し、立憲主義を回復する 15 区市民の会

協賛団体：安保関連法に反対するママの会 @ 埼玉、安保関連法に反対する高校生・大学生の会 VIP 埼玉、立憲デモクラシーを守る大学人の会 @ 埼玉、戦争ゆるさない女性のレッドアクション in さいたま、九条の会埼玉県連絡会

後　援：**埼玉弁護士会、連合埼玉（日本労働組合総連合会埼玉県連合会）、埼労連（埼玉県労働組合連合会）**

連 絡 先：さいたま市浦和区高砂 3-37-5 埼玉社会文化会館 3 階　TEL 048-825-9898
さいたま市大宮区桜木町 4-244-2 プラザービル 3 階 小出重義法律事務所　TEL 048-647-1222
さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル 2D　TEL 048-814-1911

内閣総理大臣　様
衆議院議長　　様
参議院議長　　様

安倍9条改憲NO！ 憲法を生かす全国統一署名

2017年５月３日、安倍晋三首相は突然、「新たに憲法９条に自衛隊の存在を書きこむ」「2020年に新憲法施行をめざす」と述べました。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっています。

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は憲法９条の存在と市民の粘り強い運動でした。いま、９条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くありません。私たちは、日本がふたたび海外で「戦争する国」になるのはゴメンです。

私たちは、安倍首相らによる憲法９条などの改悪に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を求めます。

請願事項

1、憲法第９条を変えないでください。

2、憲法の平和・人権・民主主義が生かされる政治を実現してください。

氏　　名	住　　所

第一次集約　12月20日　　第二次集約　4月25日　　第三次集約　5月末

呼びかけ団体 **安倍9条改憲NO！全国市民アクション**

連絡先　1000人委員会 ☎03-3526-2920／９条壊すな！実行委員会 ☎03-3221-4668
憲法共同センター ☎03-5842-5611／九条の会 ☎03-3221-5075

署名取り扱い団体

「安保関連法」廃止！集団的自衛権行使容認「閣議決定」の撤回を求める

オール埼玉総行動実行委員会

【送り先】さいたま市浦和区高砂 3-37-5 埼玉社会文化会館３階
さいたま市大宮区桜木町 4-244-2 プラザービル３階 小出重義法律事務所　TEL 048-647-1222
さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル 2D　TEL 048-814-1911

□□□□□□□□⇒□□□□□□□□□□□□□□

11/22□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□

◆□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

埼玉会場

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

過労死等防止対策推進シンポジウム

防止対策からの転換期「過労死ゼロ」の社会へ
～健康経営で推進する これからの健康施策～

参加無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時 平成30年11月22日(木)
14:00～17:00 (受付13:00～)

会場 さいたま市民会館うらわ ホール
(さいたま市浦和区仲町2-10-22)
[定員] 450名

主催：厚生労働省　後援：埼玉県、埼玉弁護士会 (予定)
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、埼玉産業保健総合支援センター、埼玉県経営者協会、連合埼玉、埼労連

埼玉会場　過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

プログラム

［埼玉労働局から現状の報告］

［講演］

「防止対策からの転換期「過労死ゼロ」の社会へ
～健康経営で推進する これからの健康施策～」

重山 三香子 氏
ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社
精神保健福祉士

［企業による事例報告］

［家族の会体験談］

講師プロフィール

重山 三香子 氏
ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社
精神保健福祉士

2017年3月 厚生労働省 大臣官房地方課
「都道府県労働局ストレスチェック制度集計・分析に係る 検討会 」委員長

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
「産業精神保健」プロジェクトチーム員

【資格】 精神保健福祉士
（日本産業精神保健学会認定 産業精神保健専門職）
介護支援専門員 両立支援コーディネーター

上智大学 社会福祉学科卒業

●出版物
「産業カウンセリングの現場から（リレーコラム）」 安全・衛生・教育・保険の総合実務誌 安全スタッフ2015年11月15日号（2246号）（労働新聞社発行）

会場のご案内

さいたま市民会館うらわ ホール
（さいたま市浦和区仲町2-10-22）

・JR京浜東北線ほか 浦和駅西口より徒歩7分

参加申込について

▶会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
（定員に満たない場合は、当日参加も可能です）
▶申し込みはWeb又はFAXでお願いします。
▶参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
▶定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。

●**Webからの申し込み**：以下ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。
https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

過労死等防止対策推進シンポジウム　検索

スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

●FAXでの申し込み：以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。
FAX番号 03-6264-6445　過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。
□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 主婦　□ 学生
□ その他 ［　　］

お名前 4名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
電話番号		
企業・団体名		

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

（お問い合わせ先） 電話：0120-053-006　E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp　株式会社プロセスユニーク

□□□□□□□□⇒□□□□□□□□□□□□□□□□□□

11/17□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□

#□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□

http://ur0.work/Mu9I
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□

◆□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□

◆□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□9□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

10/9-10 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

こんなにひどい

生活保護の引き下げ、ガマンするしかない？

2018年10月、またしても、生活保護基準の見直し！

審査請求 やってみよう

みんなで声をあげよう!!

- 2013年引き下げの裁判の決着がついてないのに、また引き下げ！（平均1.8%、最大5%、総額 213 億円）
- 子育て世帯・都市部の単身世帯に大きな影響！
- 2013年には「物価が下がった」として引き下げたのに、今回は物価が上がっても、無視!
- 生活保護利用者の生活状況を聞こうとしない

増えても雀の涙！

審査請求って？

福祉事務所の処分に対する不服申立の手続です。保護費をいくらにするかも「処分」にあたります。この審査請求をしておかないと、生活保護基準引き下げについて、あとから裁判で争うことができません。

どこに出すの？

都道府県知事、または地元の福祉事務所に提出します。

いつまでに出すの？

10月の保護決定通知書を受け取った日の翌日から3か月以内 です。

具体的にどうしたらいいの？

お願い **10月の生活保護費が書かれた決定通知書は、絶対になくさないでください。**

① 裏面の「審査請求書」の［　　］のところに必要事項を記入しましょう。

② コピーを2通 とりましょう。

③ コピーしたものにハンコを押して、2通とも提出しましょう。
保護決定通知書もコピーをとり、一緒に提出してください。
もとの名前等を書いたものは、「控え」として大事に保管して下さい。
郵便なら配達証明郵便、持参なら自分の「控え」に受領印を押してもらいましょう。難しければ出すだけでもかまいません。

保護費が上がっても審査請求！

「それでも満足に生活できない」なら、審査請求で異議申立しましょう!

1人でやるのは、むずかしい…

審査請求は、代理人を立てられます。弁護士でなくてもいいので、支援の人に相談してください。相談できる人がいなければ、ご連絡下さい。

生活保護を打ち切られたりしない？

そんなことはありません。審査請求は生活保護法にもとづく適法な手続です。それにより、不利益な扱いをすることは許されません。

出した後は、どうしたらいいの？

お願い **審査請求を出したことを、教えてください。**

審査請求をした人数を、とりまとめています。審査請求を出したことを支援団体の人に伝えるか、右の「連絡フォーム」からお願いします。
・後の流れについては、右のホームページで公開中のQ&Aを、ごらんください。

お問い合せや連絡はこちらへ

生活保護問題対策全国会議
http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/

いのちのとりで裁判全国アクション
http://inochinotoride.org/

連絡フォーム、Q&Aはこちらからどうぞ！

◆10月9日-10日相談ホットライン開催！
0120(453)567 10時-20時

10/23□□□□□□□□□□□□Part3□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□2018
□□□□□□□□□□□□□□□

予約不要・参加無料

主催：反貧困ネットワーク埼玉

スウェーデン学習会PART３

「若者が活躍する社会スウェーデン
～若者参加を支える思想と政策～」

１０月２３日（火）

１８：３０～２０：００

会場：埼玉総合法律事務所
さいたま市浦和区岸町７－１２－１
東和ビル３階大会議室
（JR浦和駅から徒歩10分）

講師：両角達平（MOROZUMI TATSUHEI）

８８年長野県生まれ。文教大学研究員。駒澤大学非常勤講師。スウェーデンの若者政策専門家。２０１２年からストックホルムに留学。以降、視察コーディネートや翻訳、記事執筆、独自調査に携わる。ストックホルム大学国際比較教育（修士）。コンサル、調査研究、NPO支援などを軸にフリーランスで活躍中。